

季刊

労働 おきなわ

2005 Spring

NO. 89



沖縄県商工労働部労働政策課

■Relay Essay

沖縄県中小企業団体連合会長
吉山 盛安……………1

■平成16年度労働組合基礎調査結果の概要……………2

■平成16年度中小・中堅企業年末一時金
妥結状況……………7

■平成16年度沖縄県労働条件実態調査の
あらまし……………10

■INFORMATION

ア 女性就業援助センター平成17年度
技術講習会のおしらせ……………12

イ 塵肺予防に関する広報……………13

ウ 技能検定試験受験案内……………14

エ 第126期青年隊員募集……………15

オ 沖縄県キャリアセンター……………15

カ 労働条件書面明示を徹底しましょう！……………16

キ 改正育児・介護休業法が施行されます……………17

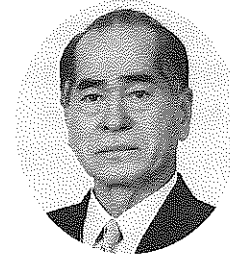
ク 労働保険年度更新のお知らせ……………18

■労働相談……………19

■労働委員会だより……………20

■沖縄県労働経済指標……………22

Relay 40
Essay



「理想の仕事」

沖縄県中小企業団体中央会
会長 吉山 盛安

本県においては、若年者の失業率がずば抜けて高いと言われているが、その原因は何だろう。
若い頃に、「理想の仕事」を求めたものの、夢と現実の隔たりを感じて、いつの間にか大幅な妥協をして不本意な就職をするというパターンは多い。

しかしながら、果たして「理想の仕事」というのが最初から「完成品」としてどこかに存在していて、それを見つけることができれば、充実した良い人生を全うすることが約束されるのであろうか。

もし、あこがれの職業に運良く就くことができても、そこに意地の悪い上司や同僚がいたり、ハードワークであったり、給与が著しく低かったりすると、気持ちよく働くことは困難である。

また、多くの人が就きたい職業は、待遇が良い分、高度な専門性を求められたり、競争率も高い事などから、希望を満たすことは難しい。

逆に、大して期待せずに就いた職業において、仕事の楽しさや生き甲斐を見いだす事も往々にしてある。特に、自分が頑張った分、目に見えて会社の業績が向上したり、社内の構造改革が進んだりすると、給与等に若干の不満はあっても達成感や満足感がそれを補う。社業が発展すれば、功績に対して、肩書きや昇給という形で報いられることも多い。

本会では、国や県からの委託を受けて、数多くの就職支援事業を実施してきたが、その中心となるテーマは、「就職技術の錬磨」と「選り好みをしない」である。

事業を通して気づくのは、沖縄の多くの若者は、言葉遣い、あいさつ、応募書類の書き方等、自己アピールテクニックが稚拙であるということである。

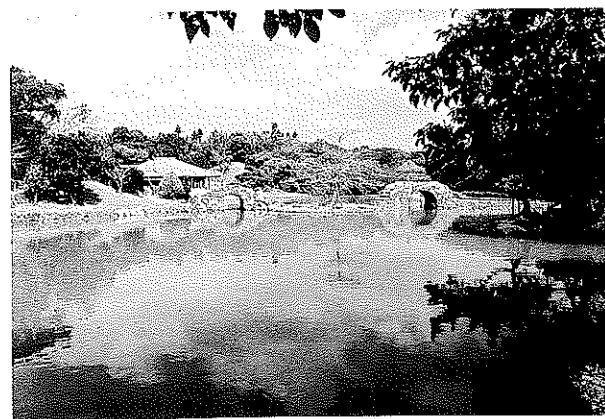
能力や人柄は申し分なくても、就職の最初の段階で大幅なハンディを背負っているのである。そこで、様々な方法を用いて、企業に自分を売り込むための技術を習得させることにより、彼らの就職率を大いに高めることができた。

次に、公務員や大手企業のみを目指すのではなく、たとえ規模は小さくても、就職できた企業で一生懸命働き、社業の拡大に貢献し、ひいては自らの地位向上も実現する生き方もある事を教えた。

大きな組織における小さな歯車の役割よりも、小さな組織で中心的な仕事をする方が充足感が大きいことを、県内の若手経営者が体験談として話すと、若者の働きたいという気持ちが最高潮に達する。このエネルギーの高まっている内に様々な企業を訪問させることが、「選り好み」癖の解消に役だった。

心から自分にふさわしいと思える仕事に巡り会うことは難しい。

縁あって就いた職業を愛し、たゆまず精励し、最後にたどり着くのが、それぞれが求める理想の仕事の「完成品」なのだと思う。



表紙の写真は、第29回勤労者美術作品展写真の部で会長賞を受賞した高江洲 陽子さんの「蘇州」です。

裏表紙は、「識名園」です。
(沖縄県教育委員会提供「世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群」より)



労働組合基礎調査の概要について



□ 調査の目的

この調査は、労働組合及び労働組合員の産業、企業規模、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的として厚生労働省が毎年実施しており、今回発表分は、県内すべての労働組合からの回答をもとに集計したものである。

□ 調査の範囲

県内にあるすべての労働組合、国家公務員又は地方公務員の結成する職員団体のような労働組合法に基づかない団体も含む。(ただし、集計は労働組合の基礎的単位である「単位労働組合」の組合数及び組合員数)

(注)「単位労働組合」とは、単位組織組合(下部組合を持たない組合)と単一組織組合(下部組織を持つ組合)の下部組合(単位抜組合)の合計である。

□ 調査事項

- ア 労働組合の名称、代表者名及び事務所の所在地
- イ 企業の属性
- ウ 労働組合員数
- エ 労働組合の種類
- オ 適用法規
- カ 存廃区分及び新設又は解散等の理由
- キ 組合本部及び直上組合の名称、所在地
- ク 加盟上部組合の系統

□ 調査時期

平成16年6月30日現在

□ 調査の方法

沖縄県商工労働部労働政策課及び労政事務所の職員による実地自計の方法で調査を実施した。

□ 調査機関

沖縄県商工労働部労働政策課－労政事務所－労働組合



平成16年労働組合基礎調査結果



1 労働組合及び労働組合員の状況

平成16年6月30日現在における県下の労働組合数は535組合、労働組合員数は62,420人で、前年に比べ、労働組合数は9組合の増加(1.7%増)、組合員数は1,287人の減少(2.0%減)となった。

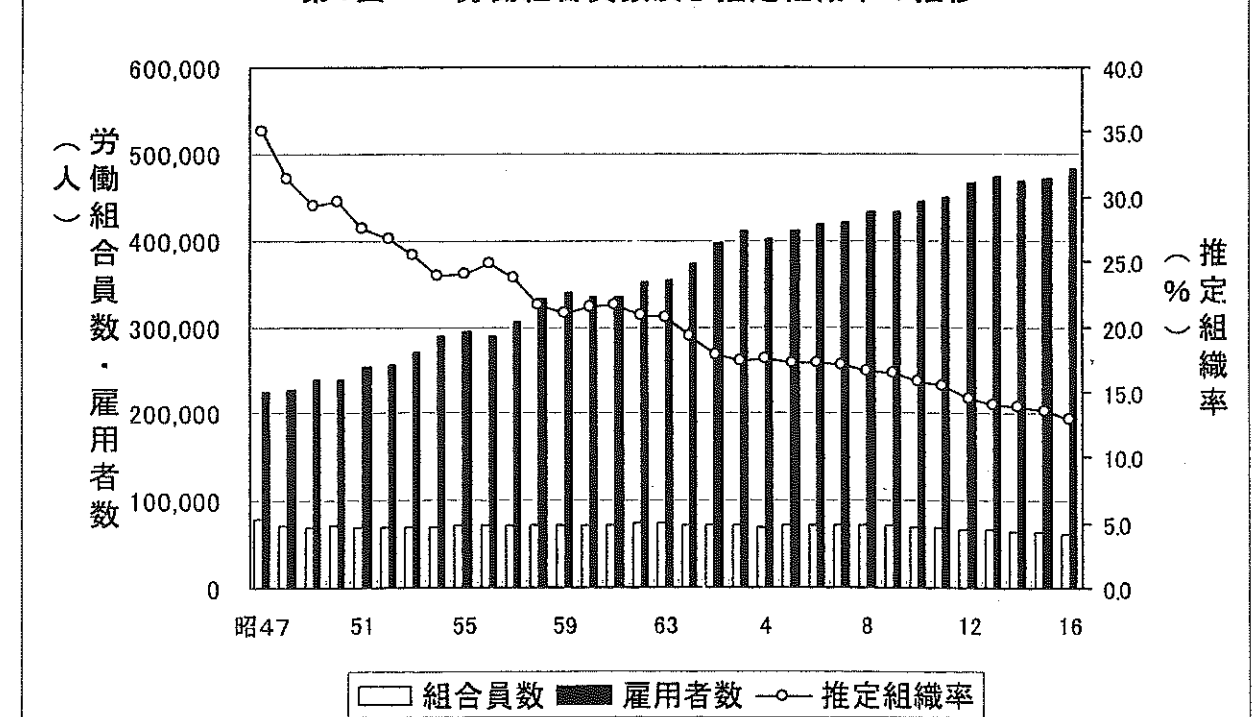
また、推定組織率(雇用者に占める労働組合員の割合)は12.9%となり、前年の13.5%に比べ0.6ポイントの低下となった。(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	組合数	組合員数	雇用者数	推定組織率	対前年増減数		対前年増減率(%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成11年	535	69,576	449,000	15.5	17	△578	3.3	△0.8
12	523	67,933	466,000	14.6	△12	△1,643	△2.2	△2.4
13	526	66,346	473,000	14.0	3	△1,587	0.6	△2.3
14	533	64,999	468,000	13.9	7	△1,347	1.3	△2.0
15	526	63,707	471,000	13.5	△7	△1,292	△1.3	△2.0
16	535	62,420	483,000	12.9	9	△1,287	1.7	△2.0

(注)雇用者数は、労働力調査の各年6月の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、公務が最も多く17,202人（全体の27.6%）、次いで、サービス業7,601人（同12.2%）、教育、学習支援業7,169人（同11.5%）、金融・保険業5,985人（同9.6%）、運輸業5,040人（同8.1%）の順となっている。

前年に比べ減少したのは、公務（541人減）、金融・保険業（438人減）、製造業（211人減）で、増加したのは、分類不能の産業（149人増）、建設業（129人増）等であった。（第2表）

第2表 産業別組合数、組合員数

産 業	平成15年		平成16年		対前年増減数		対前年増減率(%)	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	526	63,707	535	62,420	9	△1,287	1.7	△2.0
農業・林業・漁業	3	15	3	18	0	3	0.0	20.0
鉱業	0	0	0	0	0	0	-	-
建設業	12	1,297	14	1,426	2	129	16.7	9.9
製造業	44	2,026	44	1,815	0	△211	0.0	△10.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24	2,293	24	2,269	0	△24	0.0	△1.0
情報通信業	21	2,110	22	2,265	1	155	4.8	7.3
運輸業	79	5,145	82	5,040	3	△105	3.8	△2.0
卸売・小売業	41	3,660	42	3,673	1	13	2.4	0.4
金融・保険業	39	6,423	39	5,985	0	△438	0.0	△6.8
不動産業	5	169	5	164	0	△5	0.0	△3.0
飲食店、宿泊業	17	1,147	15	1,019	△2	△128	△11.8	△11.2
医療、福祉	38	3,467	38	3,415	0	△52	0.0	△1.5
教育、学習支援業	32	7,305	32	7,169	0	△136	0.0	△1.9
複合サービス業	32	3,007	39	2,938	7	△69	21.9	△2.3
サービス業	37	7,628	36	7,601	△1	△27	△2.7	△0.4
公務	99	17,743	97	17,202	△2	△541	△2.0	△3.0
分類不能の産業	3	272	3	421	0	149	0.0	54.8

（注）「分類不能の産業」の労働組合数には、複数産業（グループ企業を除く。）の労働組合で組織されている労働組合が含まれる。

3 企業規模別（民間企業）の状況

民間企業の労働組合員数は27,968人で、前年に比べ193人減少した。これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が9,695人（全体の34.7%）、300人～999人規模が5,604人（同20.0%）、100人～299人規模が6,769人（同24.2%）、30人～99人規模が3,818人（同13.7%）、29人以下規模が727人（同2.6%）となっている。

前年に比べ減少したのは、300人～999人規模（557人減）、1,000人以上規模（58人減）等となっており、増加したのは、その他（267人増）、100～299人規模（230人増）であった。（第3表）

第3表 企業規模別（民間企業）組合数、組合員数

企 業 規 模	平成15年		平成16年		対前年増減数		対前年増減率(%)	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	376	28,161	390	27,968	14	△193	3.7	△0.7
1,000人以上	78	9,753	93	9,695	15	△58	19.2	△0.6
300人～999人	37	6,161	32	5,604	△5	△557	△13.5	△9.0
100人～299人	70	6,539	72	6,769	2	230	2.9	3.5
30人～99人	110	3,844	113	3,818	3	△26	2.7	△0.7
29人以下	70	776	70	727	0	△49	0.0	△6.3
その他	11	1,088	10	1,355	△1	267	△9.1	24.5

（注）「その他」には、複数産業（グループ企業を除く。）の労働組合で組織されている労働組合が含まれる。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、労働組合法適用労働組合員数が34,498人と全体の55.3%を占め、次いで、地方公務員法21,385人（全体の34.3%）、国家公務員法3,344人（同5.4%）、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律1,631人（同2.6%）、地方公営企業等の労働関係に関する法律1,117人（同1.8%）の順となっている。

前年に比べ減少したのは、地方公務員法適用（674人減）、国家公務員法適用（325人減）、労働組合法適用（231人減）等で、増加したものは無かった。（第4表）

第4表 適用法規別組合数、組合員数

適 用 法 規	平成15年		平成16年		対前年増減数		対前年増減率(%)	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	526	63,707	535	62,420	9	△1,287	1.7	△2.0
労働組合法	380	34,729	394	34,498	14	△231	3.7	△0.7
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律	9	1,638	9	1,631	0	△7	0.0	△0.4
地方公営企業等の労働関係に関する法律	17	1,167	16	1,117	△1	△50	△5.9	△4.3
国家公務員法	34	3,669	31	3,344	△3	△325	△8.8	△8.9
地方公務員法	85	22,059	84	21,385	△1	△674	△1.2	△3.1
船員法	1	445	1	445	0	0	0.0	0.0

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、連合沖縄（日本労働組合総連合会沖縄県連合会）は、44,079人で、昨年に比べ227人減少したが、組織労働者全体に占める比率は、70.6%で前年に比べ1.1ポイント上昇した。

また、県労連（沖縄県労働組合総連合）は、5,108人で昨年に比べ124人増加し、組織労働者全体に占める比率は、8.2%で前年に比べ0.4ポイント上昇した。

なお、連合沖縄又は県労連に加入していない労働組合員数は、13,233人で昨年に比べ1,184人減少し、組織労働者全体に占める比率は、21.2%で前年に比べ1.4ポイント低下した。（第5表）

第5表 上部団体別組合数、組合員数

年	県内上部団体							
	連合沖縄		県労連		その他		計	
	加盟組合数	組合員数	加盟組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
15	317	44,306	52	4,984	157	14,417	526	63,707
16	334	44,079	53	5,108	148	13,233	535	62,420
対前年増減	17	△227	1	124	△9	△1,184	9	△1,287
構成比	-	70.6	-	8.2	-	21.2	-	100.0

（注）連合沖縄及び県労連は、加盟団体のほとんどが連合体・協議体組織による加盟であるが、上記表中では、連合体・協議体組織に加盟している単位組織組合と単位扱組合を合計した組合数を使用している。

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合加入状況についてみると、パートタイム労働者が労働組合に加入している組合数は22組合、パートタイム労働者の組合員数は1,311人で、前年に比べ組合数で9組合増加（対前年比69.2%増）し、組合員数で123人増加（対前年比10.4%増）となっている。

また、短時間雇用者数（就業時間が週35時間未満の雇用者数）に占める推定組織率は1.9%で去年に比べ0.2ポイント上昇した。（第6表）

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、組合員数及び推定組織率の推移

年	パートタイム労働者が加入している労働組合数		パートタイム労働者の労働組合員数		短時間雇用者数	推定組織率		
	対前年比較		対前年比較					
	増減数	増減率	増減数	増減率				
15	13	△5	△27.8	1,188	172	16.9	72,000	1.7
16	22	9	69.2	1,311	123	10.4	70,000	1.9

- （注）1 「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より一日の所定労働時間が短い者、一日の所定労働時間が同じであっても一週間の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
- 2 短時間雇用者数は、労働力調査の雇用者のうち、就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。（各年6月の数値）
- 3 推定組織率は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

平成16年 年末一時金要求・妥結状況（企業規模300人未満）

業 業 区 分	① 全 業 企 業 集 計		② 業 企 集 計		③ 妥 結 集 計		④ 妥 結 集 計		⑤ 妥 結 集 計		⑥ 妥 結 集 計		⑦ 妥 結 集 計		⑧ 妥 結 集 計	
	社	円	社	円	社	円	社	円	社	円	社	円	社	円	社	円
製造業	98	244,329	494,283	597,280	97	481,771	493,282	597,280	97	481,771	493,282	597,280	97	481,771	493,282	597,280
09～10 食料品・たばこ	27	245,344	520,634	620,687	27	521,203	520,634	620,687	27	521,203	520,634	620,687	27	521,203	520,634	620,687
11～12 繊維、衣服	19	240,034	525,285	599,545	19	531,945	525,285	599,545	19	531,945	525,285	599,545	19	531,945	525,285	599,545
13～14 木材、家具・装飾品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 バルブ・紙・紙加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 印刷・同梱運	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 化学	1	343,067	832,222	866,898	1	849,242	832,222	866,898	1	849,242	832,222	866,898	1	849,242	832,222	866,898
18 石油・石油製品	2	363,233	731,874	1,077,431	2	770,150	731,874	1,077,431	2	770,150	731,874	1,077,431	2	770,150	731,874	1,077,431
19 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～21 ゴム、皮革製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 窯業・土石製品	1	236,705	655,386	710,115	1	726,845	655,386	710,115	1	726,845	655,386	710,115	1	726,845	655,386	710,115
23 鉄	1	189,823	227,787	227,787	1	134,414	227,787	227,787	1	134,414	227,787	227,787	1	134,414	227,787	227,787
24 非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 金属製品	2	197,433	361,200	444,000	2	357,360	361,200	444,000	2	357,360	361,200	444,000	2	357,360	361,200	444,000
26 一般機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 情報通信機器器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 電子部品・デバイス製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 輸送用機械器具	1	172,712	175,150	175,150	1	175,150	175,150	175,150	1	175,150	175,150	175,150	1	175,150	175,150	175,150
31 精密機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 その他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A～C 農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 建設業	5	236,079	390,021	538,983	5	394,464	390,021	538,983	5	394,464	390,021	538,983	5	394,464	390,021	538,983
G 電気・ガス・熱供給・水道業	5	249,086	600,031	678,677	5	500,568	600,031	678,677	5	500,568	600,031	678,677	5	500,568	600,031	678,677
H 情報通信業	4	341,845	872,003	1,190,548	4	863,018	872,003	1,190,548	4	863,018	872,003	1,190,548	4	863,018	872,003	1,190,548
I 運送業	20	236,488	413,418	546,498	20	407,228	413,418	546,498	20	407,228	413,418	546,498	20	407,228	413,418	546,498
J 卸売・小売業	18	230,537	484,807	502,754	18	476,490	484,807	502,754	18	476,490	484,807	502,754	18	476,490	484,807	502,754
K～L 金融・保険業、不動産業	5	260,413	656,903	801,304	5	678,305	656,903	801,304	5	678,305	656,903	801,304	5	678,305	656,903	801,304
M 飲食店、宿泊業	6	219,729	355,723	480,012	6	349,262	355,723	480,012	6	349,262	355,723	480,012	6	349,262	355,723	480,012
N～O 医療、福祉、教育、学習支援業	6	251,112	498,132	500,267	6	402,840	498,132	500,267	6	402,840	498,132	500,267	6	402,840	498,132	500,267
P～Q 複合サービス業、サービス業	2	260,130	270,894	529,695	2	256,865	270,894	529,695	2	256,865	270,894	529,695	2	256,865	270,894	529,695

平成16年 年末一時金要求・妥結状況 (企業規模300人以上～1,000人未満)

様式2

事業区分	妥結集計対象全企業の妥結状況		要求集計対象企業の要求状況		①のうち前年妥結額把握企業の妥結状況		
	① 妥結集計対象企業数(①の1社当り平均額)	② 平均賃金(①の1社当り平均額)	④ 要求集計対象企業数(④の1社当り平均額)	⑤ 要求集計対象企業数(⑤の1社当り平均額)	⑥ ①のうち前年妥結額把握企業数(⑥の1社当り平均額)	⑦ 本年の妥結額(⑦の1社当り平均額)	⑧ 前年の妥結額(⑧の1社当り平均額)
全産業計	8	265,032	604,151	8	850,411	604,151	609,309
製造業計	0	0	0	0	0	0	0
09～10 食料品・たばこ	0	0	0	0	0	0	0
11～12 繊維、衣服	0	0	0	0	0	0	0
F 13～14 木材、家具・装飾品	0	0	0	0	0	0	0
15 パルプ・紙・紙加工品	0	0	0	0	0	0	0
16 印刷・同関連	0	0	0	0	0	0	0
17 化学	0	0	0	0	0	0	0
18 石油・石炭製品	0	0	0	0	0	0	0
19 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	0
20～21 ゴム、皮革製品	0	0	0	0	0	0	0
22 窯業・土石製品	0	0	0	0	0	0	0
23 鉄鋼	0	0	0	0	0	0	0
24 非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0
25 金属製品	0	0	0	0	0	0	0
26 一般機械器具	0	0	0	0	0	0	0
27 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0
28 情報通信機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0
29 電子部品・デバイス製造業	0	0	0	0	0	0	0
30 輸送用機械器具	0	0	0	0	0	0	0
31 精密機械器具	0	0	0	0	0	0	0
32 その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0
A～C 農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
D 鉱業	0	0	0	0	0	0	0
E 建設業	0	0	0	0	0	0	0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0
H 情報通信業	2	318,137	855,628	2	1,270,090	855,628	816,521
I 運輸業	2	238,350	414,567	2	775,703	414,567	424,556
J 卸売・小売業	1	214,718	401,737	1	536,795	401,737	402,685
K～L 金融・保険業、不動産業	1	218,501	612,063	1	612,063	612,063	655,504
M 飲食店、宿泊業	0	0	0	0	0	0	0
N～O 医療、福祉、教育、学習支援業	2	287,030	639,507	2	781,420	639,507	667,066
P～Q 複合サービス業、サービス業	0	0	0	0	0	0	0

平成16年 年末一時金要求・妥結状況 (企業規模1,000人未満)

様式3

事業区分	妥結集計対象全企業の妥結状況		要求集計対象企業の要求状況		①のうち前年妥結額把握企業の妥結状況		
	① 妥結集計対象企業数(①の1社当り平均額)	② スペース平均賃金(①の1社当り平均額)	④ 妥結集計対象企業数(④の1社当り平均額)	⑤ 要求集計対象企業数(⑤の1社当り平均額)	⑥ ①のうち前年妥結額把握企業数(⑥の1社当り平均額)	⑦ 本年の妥結額(⑦の1社当り平均額)	⑧ 前年の妥結額(⑧の1社当り平均額)
全産業計	106	245,892	502,575	106	616,394	501,729	491,488
製造業計	27	245,344	520,634	27	620,587	520,634	521,203
09～10 食料品・たばこ	19	240,034	525,285	19	599,545	525,285	531,945
11～12 繊維、衣服	0	0	0	0	0	0	0
F 13～14 木材、家具・装飾品	0	0	0	0	0	0	0
15 パルプ・紙・紙加工品	0	0	0	0	0	0	0
16 印刷・同関連	0	0	0	0	0	0	0
17 化学	1	343,067	832,222	1	866,898	832,222	849,242
18 石油・石炭製品	2	363,233	731,874	2	1,077,431	731,874	770,150
19 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	0
20～21 ゴム、皮革製品	0	0	0	0	0	0	0
22 窯業・土石製品	1	236,705	655,386	1	710,115	655,386	726,845
23 鉄鋼	1	189,923	227,787	1	569,469	227,787	134,414
24 非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0
25 金属製品	2	197,433	361,200	2	444,000	361,200	357,360
26 一般機械器具	0	0	0	0	0	0	0
27 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0
28 情報通信機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0
29 電子部品・デバイス製造業	0	0	0	0	0	0	0
30 輸送用機械器具	1	172,712	175,150	1	175,150	175,150	0
31 精密機械器具	0	0	0	0	0	0	0
32 その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0
A～C 農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
D 鉱業	0	0	0	0	0	0	0
E 建設業	5	236,079	390,021	5	538,983	390,021	394,464
G 電気・ガス・熱供給・水道業	5	249,086	600,031	5	678,677	600,031	500,568
H 情報通信業	6	333,942	866,545	6	1,217,062	866,545	847,519
I 運輸業	22	236,657	413,522	22	567,335	405,056	408,878
J 卸売・小売業	19	229,704	480,435	19	504,546	480,435	472,606
K～L 金融・保険業、不動産業	6	253,428	649,430	6	769,764	649,430	674,505
M 飲食店、宿泊業	6	219,729	355,723	6	480,012	355,723	349,262
N～O 医療、福祉、教育、学習支援業	8	260,092	533,476	8	570,555	533,476	468,897
P～Q 複合サービス業、サービス業	2	260,130	270,894	2	529,695	270,894	256,885

平成16年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要

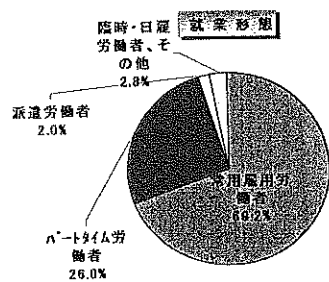
I 調査概要

- 調査期日 平成16年7月31日現在
- 調査対象 県内の従業者規模5人以上の民間事業所から、一定の割合で無作為抽出した2,000事業所
- 有効回答 622事業所(有効回答率31.1%)

II 調査結果の概要

1 就業形態

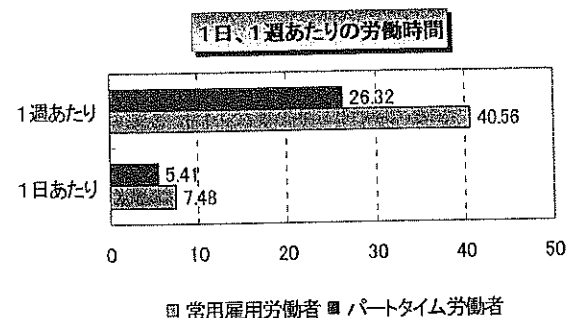
事業所で働く労働者を就業形態別にみると、常用雇用労働者が69.2%、パートタイム労働者が26.0%、派遣労働者が2.0%、臨時・日雇・その他が2.8%となっている。



2 所定労働時間

常用雇用労働者の1日あたりの所定労働時間は1事業所平均で「7時間48分」、1週あたり所定労働時間は1事業所平均で「40時間56分」となっている。

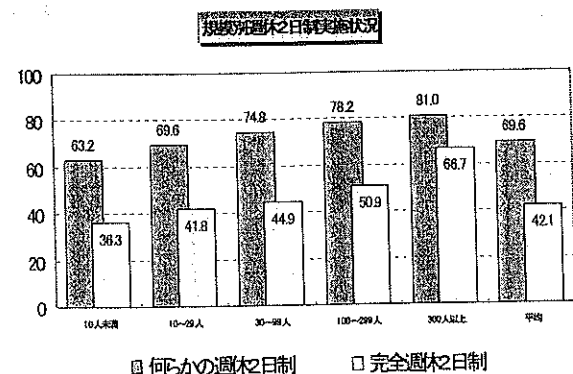
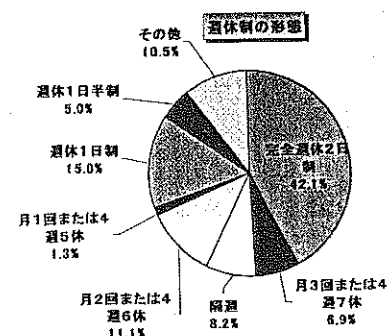
また、パートタイム労働者の1日あたりの所定労働時間は1事業所平均で「5時間41分」、1週あたりの所定労働時間は1事業所平均で「26時間32分」となっている。



3 週休制

何らかの週休2日制を採用している事業所は全体の69.6%で、その実施形態別にみると、「完全週休2日制」が42.1%で最も多く、次いで「月2回または4週6休」の11.1%、「隔週週休2日制」の8.2%となっている。

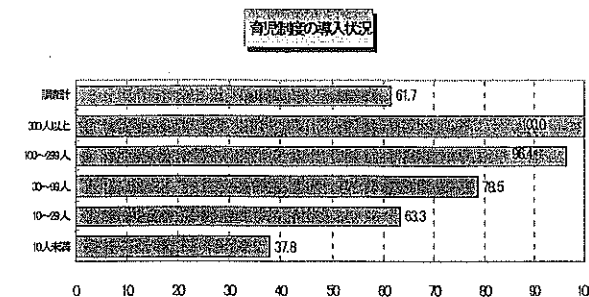
「何らかの週休2日制」及び「完全週休2日制」の実施状況を規模別で見ると、小規模の事業所での実施率が低くなっている。



4 育児休業制度

(1) 制度の導入状況

育児休業制度(1歳以上に満たない子を養育する男女労働者が事業主に対し申し出をすることで、子が1歳に達するまでの間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とした制度)を就業規則等に定めているとした事業所は384事業所で全体の61.7%となっている。



(2) 取得状況

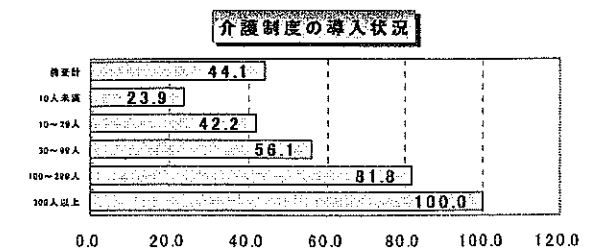
平成16年7月31日以前の最近の1年間に出生した労働者(男性の場合は配偶者が出生した労働者)に占める育児休業取得者の割合は、女性が86.5%、男性が1.5%となっている。

育児休業取得状況

区分	取得率(%)		出生者数(人、%)		取得者数(人、%)	
	女性	男性	女性	男性(配偶者が出生)	女性	男性
調査計	86.5	1.5	393(100.0)	541(100.0)	340(100.0)	8(100.0)
10人未満	85.7	0.0	14(3.6)	45(8.3)	12(3.5)	0(0.0)
10~29人	91.7	4.2	48(12.2)	72(13.3)	44(12.9)	3(37.5)
30~99人	71.4	3.1	35(8.9)	96(17.7)	25(7.4)	3(37.5)
100~299人	86.6	0.5	127(32.3)	182(33.6)	110(32.4)	1(12.5)
300人以上	88.2	0.7	169(43.0)	146(27.0)	149(43.8)	1(12.5)
鉱業	-	-	0(0.0)	0(0.0)	-	-
建設業	72.7	0.0	11(2.8)	72(13.3)	8(2.4)	0(0.0)
製造業	87.5	0.0	16(4.1)	53(9.8)	14(4.1)	0(0.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.9	23(5.9)	7(1.3)	23(6.8)	3(37.5)
情報通信業	100.0	0.0	13(3.3)	38(7.0)	13(3.8)	0(0.0)
運輸業	100.0	25.0	7(1.8)	8(1.5)	7(2.1)	2(25.0)
卸売・小売業	71.0	1.5	82(15.8)	68(12.8)	44(12.9)	1(12.5)
金融・保険業	93.5	1.9	46(11.7)	52(9.6)	43(12.6)	1(12.5)
不動産業	100.0	0.0	4(1.0)	6(1.1)	4(1.2)	0(0.0)
飲食店・宿泊業	100.0	0.0	3(0.8)	4(0.7)	3(0.9)	0(0.0)
医療・福祉	89.1	0.0	129(32.8)	74(13.7)	115(33.8)	0(0.0)
教育・学習支援事業	87.5	6.3	8(2.0)	16(3.0)	7(2.1)	1(12.5)
複合サービス業	71.4	0.0	7(1.8)	12(2.2)	5(1.5)	0(0.0)
サービス業	86.2	0.0	58(14.8)	116(21.4)	50(14.7)	0(0.0)
その他	66.7	0.0	6(1.5)	14(2.6)	4(1.2)	0(0.0)

5 介護休業制度

介護休業制度(要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者が事業主に対し申し出をすることで、一定期間休業することができることを内容とした制度)を就業規則等に定めているとした事業所は274事業所で全体の44.1%となっている。





女性就業援助センターからのお知らせ



沖縄県女性就業援助センターでは、女性の求職者に対して、就業に関する広範な相談を行うと共に就業に必要な技術などの講習を実施し、その就業援助を図るための事業を行っております。

本講習は、短期集中講座で就業に必要な技術の資格取得に向け指導していくもので、受講生のレベルに応じた講師のきめ細やかな指導で検定合格に結び付けられるのが特徴です。

平成 17 年度は下記の内容により 15 コースの講習を実施します。

平成 17 年度技術講習日程表

講習科目	講習期間	日数	講習曜日	会場	受付期間	定員
1 医療・介護事務	5.27 (金) ~ 7.15 (金)	22日	月・水・金	県女性就業援助センター	4.21・22	30
2 医療・介護事務	9.26 (月) ~ 11.16 (水)	22日	月・水・金	いちゅい貝志川じんぶん館	8.24・25	30
3 経理事務	11.25 (金) ~ H18.2.10 (金)	28日	月・水・金	県女性就業援助センター	10.11 ~ 21	30
4 ワード 3 級	4.4 (月) ~ 4.28 (木)	19日	月~金	宜野湾ベイサイド情報センター	3.14 ~ 16	20
5 ワード 3 級	4.18 (月) ~ 5.19 (木)	20日	月~金	県女性就業援助センター	4.5・6	20
6 ワード 3 級 エクセル 3 級	5.13 (金) ~ 7.7 (木)	38日	火~土	沖縄市テレワークセンター	4.11 ~ 13	20
7 ワード 3 級 エクセル 3 級	6.9 (木) ~ 8.4 (木)	38日	月~金	県女性就業援助センター	5.17・18	20
8 ワード 3 級	7.21 (木) ~ 8.18 (木)	20日	月~金	糸満市役所会議室	6.27 ~ 29	20
9 エクセル 3 級	8.23 (火) ~ 9.21 (水)	21日	月~金	県女性就業援助センター	8.1 ~ 3	20
10 ワード 3 級	10.4 (火) ~ 11.2 (水)	20日	月~金	北谷ニライセンター	9.12 ~ 14	20
11 ワード 3 級 エクセル 3 級	11.1 (火) ~ 12.27 (火)	38日	月~金	県女性就業援助センター	10.3・4	20
12 ワード 3 級	11.14 (月) ~ 12.13 (火)	20日	月~金	名護市羽地支所	10.17 ~ 19	15
13 エクセル 3 級	H18.1.11 (水) ~ 2.9 (木)	21日	月~金	石川地域活性化センター舞天館	12.14 ~ 16	20
14 ワード 3 級	H18.1.30 (月) ~ 2.24 (金)	20日	月~金	県女性就業援助センター	H18.1.10 ~ 12	20
15 タクシードライバークラス養成科	9.30 (金) ~ 11.22 (火)	個々の日程による		センター・自動車学校	8.15 ~ 9.2	13

*講習期間中には「労働ガイダンス」も実施

***応募資格** 就業を希望する女性で、取得した資格を生かした職に就きたい方、講習の全日程に出席できる方（学生・新卒・妊婦及び2年以内の受講者を除く）

***講習期間** 約1~2ヶ月の短期集中講座です
講習時間 午前9時30分~午後3時30分

***受講料** 無料（ただし、教材費・検定料は自己負担）

***申込方法** 受付日に申込場所へお越しください
受付時間 9時~12時 13時~16時

***申込場所** 沖縄県女性就業援助センター（那覇）
那覇市西3-11-1（三重城合同庁舎5階） 電話 098-863-1788
沖縄県女性就業援助センター（沖縄相談所）
沖縄市中央2-28-1（コリンザ2階） 電話 098-934-6607



じん肺をなくすために



沖縄労働局・各労働基準監督署

◆粉じんの有害性を知りましょう!!◆

鉱物性の粉じん、金属の粒、アーク溶接のヒューム等の粉じんの発生する作業場で作業に従事している方が、これらの粉じんを吸いつづけると肺内では徐々に繊維増殖がおこり、肺が「にかわ」のように固くなって呼吸困難になります。これが「じん肺」です。

じん肺を予防するために、下記事項を推進しましょう。

1. 粉じんを飛散させないようにしましょう

特定粉じん作業については発散源の密閉設備、局所排気装置等を設置し、適正に稼働させましょう。また、屋内で行うはつり作業、手持ちグラインダー等による金属の研磨作業については、全体換気装置による換気を実施しましょう。

2. 局所排気装置等の適正な稼働及び検査・点検を実施しましょう

局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置について、適切に稼働させるとともに、定期的な点検を実施し、性能保持に努めましょう。

3. たい積粉じん対策を推進しましょう

作業場を常に清潔に保ち、床面等のたい積粉じんによる二次発じんを防止しましょう。

4. 粉じんを吸入ないようにしましょう

粉じん作業に従事する労働者へ防じんマスク等呼吸用保護具を着用させましょう。労働者も呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しましょう。

5. じん肺健康診断を実施しましょう

常時粉じん作業に従事する労働者に対し、就業時・定期的健康診断を実施しましょう。（じん肺健康診断の結果、所見が認められる労働者について管理区分決定を受けましょう。）

6. じん肺に関する予防及び健康管理のための教育を実施しましょう

粉じん作業に常時従事する労働者に対し、じん肺症の予防についての教育等（特別教育）を実施しましょう。

7. トンネル建設工事における対策

「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じん対策を推進しましょう。

詳細については、
沖縄労働局労働基準部安全衛生課、
又は各労働基準監督署へ

平成17年度前期技能検定試験受験案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成17年度前期技能検定試験を下記により実施します。

1. 1・2級 (25職種35作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタン系塗膜防水工事作業
	フライ盤作業		アクリル系塗膜防水工事作業
建築板金	外板金作業		シーリング防水工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	内装仕上げ施工	F R P 防水工事作業
	建設機械整備		建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業		ホート仕上げ工事作業
家具製作	家具手加工作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
		サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
建具製作	木製建具手加工作業	表装	壁装作業
印刷	ワレット印刷作業	塗装	木工塗装作業
石材施工	石張り作業		建築塗装作業
		石積み作業	金属塗装作業
とび	とび作業	広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業
左官	左官作業		広告面粘着シート仕上げ作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	写真	肖像写真作業
		フラー装飾	フラー装飾作業

2. 単一等級 (3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
産業洗浄	高圧洗浄作業	路面標示施工	溶融ペイントハットマーカ工事作業
塗料調色	調色作業		

※ 産業洗浄は学科試験のみ実施

3. 3級 (6職種7作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	とび	とび作業
造園	造園工事作業	写真	肖像写真作業
機械加工	普通旋盤作業	フラー装飾	フラー装飾作業
	フライ盤作業		

2. 受検資格

- 1 級・・・実務経験7年以上または、これと同等以上のもの
- 単一等級・・・実務経験3年以上または、これと同等以上のもの
- 2 級・・・実務経験2年以上または、これと同等以上のもの
- 3 級・・・実務経験6ヶ月以上または、これと同等以上のもの

3. 受付期間

平成17年4月4日(月)から平成17年4月15日(金)までに当協会へ申し込むこと。

4. 実施期間

平成17年6月13日(月)から平成17年9月11日(日)まで。

※ なお、詳細については当協会へお問い合わせ下さい。

沖縄県職業能力開発協会
〒900-0036 那覇市西3-14-1
Tel 098(862)4278

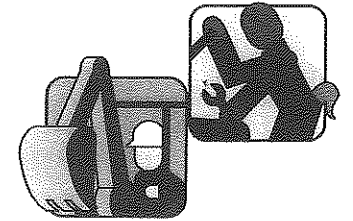
第126期 青年隊員募集 (社) 沖縄産業開発青年協会

教育訓練の内容

- (1) 共同生活をとおした規律訓練
- (2) 機械技術訓練
道路交通法施行規則と労働安全衛生法施行規則に定める次の資格取得に関する訓練を行う。
●大型特殊自動車免許証 ●車両系建設機械運転技能講習修了証
●ガス溶接技能講習修了証 ●アーク溶接特別教育公衆修了証
●玉掛技能講習修了証 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了証
●フォークリフト運転技能講習修了証 ●ローラー特別教育講習修了証
●刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育(草刈機)
●伐木等の業務の特別教育(チェーンソー)
- (3) 農畜産実習
●一般作物、野菜、果樹等についての栽培、肥培管理に関する農業実習と講義を行う
●牛、豚の飼養管理に関する実習と講義を行う。
●外部体験実習等を行う。

志願書受付期間

自：平成16年12月1日(水)
至：平成17年3月10日(木)



訓練期間

平成17年4月4日(月)～平成17年9月16日(金)

必要経費

- (1) 入隊費……………155,000円 (訓練経費の一部負担)
- (2) 食費……………150,000円 (訓練期間中の各人の食費)
- (3) 共同購入費……………34,300円 (教科書、隊服、ネクタイ、安全靴、ユニフォーム、飯盒、ヘルメット、室内用スリッパ等を全員揃えるため)

合計……………339,300円 ※ (資格取得経費は別納になります)

応募資格

- (1) 義務教育を終了した満32才までの男子
- (2) 心身健全で共同生活を守りうる者

お問い合わせ

社団法人 沖縄産業開発青年協会
〒905-1204 東村字平良380-1
TEL (0980) 43-2118
FAX (0980) 43-2505
<http://www2.tontome.ne.jp/users/kaihatu/index.html>

「若者の就職相談やってます」

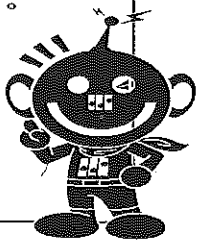
Okinawaken Career Center

<http://www.career-ce.jp/>

沖縄県キャリアセンター

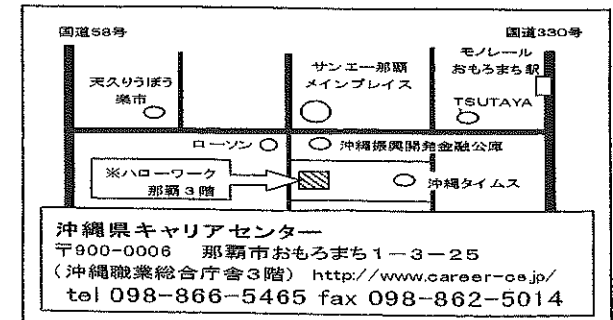
沖縄県キャリアセンターとは、15歳から34歳の皆さんの就職や職業選択に関する活動を支援する沖縄県の機関です。

就職に関する相談やアドバイス、就職活動に有利となるセミナーなどを無料で受けることができます。就職活動に悩む若者の皆さん、ぜひ一度ご利用ください！
4月から現在までで延べ1万人以上の学生やアルバイトの方などが利用しています。



☆利用可能なサービス

- ・就職相談、アドバイス
 - ・職業適性検査・自己分析
 - ・ビジネスマナー
 - ・自己PRセミナー
 - ・リクルートメイクセミナー
 - ・模擬面接
 - ・PCを利用した情報検索 などなど
- ♪ドリンクメニューも充実しております。
(コーヒー、紅茶、ハーブティー、日本茶、ココア) ※全て無料



メルマガ
会員募集中

就職に役立つお得情報等を定期的にe-mailでお届けします。配信を希望される方は、info@career-ce.jp までメールを送信してください。(名前・年齢・性別・メールアドレスを記入)

3月は、

「労働条件書面明示強化月間」

です。

沖縄労働局 労働基準部監督課

パートタイム労働者を含め、すべての労働者を採用する時には、労働条件を明示しなければなりません。これは、労働基準法第15条に定められた、すべての事業主の義務です。明示しなければならない労働条件の範囲は次の①～⑭です。

労働条件書面明示

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項
- ⑥ 昇給に関する事項
- ⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに支払の時期に関する事項
- ⑧ 臨時の賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項
- ⑨ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩ 安全及び衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰及び制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

このうち、①～⑥は必ず明示しなければならない事項で、⑦～⑭は制度を設ける場合に明示しなければならない事項です。

さらに、①～⑤については、必ず書面をつくり、労働者に渡す方法で明示しなければなりません。なお、他の事項についても書面交付が望ましいです。

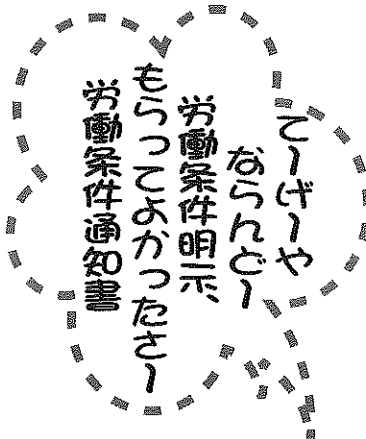
労働条件明示のためのモデル様式「労働条件通知書」(沖縄労働局のホームページで、様式がダウンロードできます。また記載例も掲載されています。)が、ありますので活用して下さい。

【お問合せ】

沖縄労働局 <http://www.renju.net/okirodo/>
労働基準部 監督課 098-868-4303

又は最寄りの各労働基準監督署へ。

- | | |
|------------|--------------|
| 那覇労働基準監督署 | 098-868-8033 |
| 沖縄労働基準監督署 | 098-982-1263 |
| 名護労働基準監督署 | 0980-52-2691 |
| 宮古労働基準監督署 | 0980-72-2303 |
| 八重山労働基準監督署 | 0980-82-2344 |



改正育児・介護休業法が施行されます！(平成17年4月1日)

—育児・介護休業等規定を改定し、最寄の労働基準監督署へ届け出ましょう—

改正事項	現行	17年4月1日から
①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	⇒ 休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	⇒ 子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで	⇒ 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して(のべ)93日まで。
④子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	⇒ 小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

○ 一定の範囲の期間雇用者は、育児休業が取れるようになります。

<改正ポイント>

新たに育児休業の対象となった一定の範囲の期間雇用者とは、申出時点において、次の①、②のいずれにも該当する労働者です。
① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
② 子が1歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

○ 一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業が取れるようになります。

<改正ポイント>

1歳6か月まで育児休業ができるのは、次の①、②のいずれかの事業がある場合です。
① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
② 子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
育児休業中の労働者が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業をしていた配偶者に替わって子の1歳の誕生日から休業することもできます。

○ 一定の範囲の期間雇用者は、介護休業が取れるようになります。

<改正ポイント>

新たに介護休業の対象となった一定の範囲の期間雇用者とは、申出時点において、次の①、②のいずれにも該当する労働者です。
① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
② 介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

○ 対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの間、介護休業ができるようになります。

<改正ポイント>

2回目の介護休業ができるのは、要介護状態から回復した対象家族が、再び要介護状態に至った場合です。3回目以降も同様です。対象家族1人当たりの取得日数の上限は、通算して93日までです。

○ 小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで病気・けがをした子の看護のために休暇を取得できるようになります。

<改正ポイント>

申出は口頭でも認められます。事業主は、業務の繁忙等を理由に、子の看護休暇の申出を拒むことはできません。ただし、勤続6か月未満の労働者及び週の所定労働日数が2日以下の労働者については、労使協定の締結により対象外とすることができます。この他の労働者(例えば配偶者が専業主婦である労働者等)を対象外とすることはできません。

※詳細は、沖縄労働局雇用均等室までお問い合わせください。TEL: 098-868-4380

労働保険の年度更新

手続きは、お早めに！

期間は平成 17 年 4 月 1 日から 5 月 20 日まで

● 年度更新とは

労働保険（労災保険・雇用保険）は、毎保険年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）のはじめに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっています。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算（平成 16 年度の確定保険料）と新年度の概算保険料（平成 17 年度概算保険料）の申告・納付が必要となります。

これらの手続きを同時に行うことを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の手続きは、算定の結果、確定保険料が 0 円となるような場合であっても必ず行ってください。

● 年度更新手続の期間

更新にかかる保険料の申告・納付期間は 4 月 1 日から 5 月 20 日までとなっていますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

● 労働保険料の申告・納付

労働保険料は、申告書・納付書を切り離さずに最寄りの金融機関・郵便局においても直接、申告・納付の手続きを行うことができます。

●●●労働保険は社員と家族を守る大切な保険です●●●

労働保険料申告・納付に関する手続きの集合受付及び記載指導も予定しておりますので、御利用ください。日程につきましては、申告書の封筒に御案内しております。

お問い合わせは沖縄労働局労働保険徴収室（TEL098-868-4038）

又は最寄りの労働基準監督署まで。

労働相談

採用内定の取消しについて

相談内容

私は、今春大学を卒業する予定です。昨年、某企業の採用試験に合格し、秋に内定通知を受け、入社誓約書を提出しました。ところが、今年に入り、企業から経営が悪化したので採用の内定を取消したいとの連絡が入りました。このような場合、どのように対処できますか。

相談回答

入社誓約書まで提出している場合は、企業と労働者との間に、始期付解約権留付労働契約が成立しており、企業が内定取消を恣意的に行えるものではなく、既に就労している労働者の解雇に準じて考える必要があると考えられます。よって、企業側は、採用内定の取消は、誓約書に記載した採用内定取消事由に該当するなど合理的な理由がないとできませんし、恣意的な内定取消は損害賠償責任を発生させます。又、労働基準法第 20 条により、30 日前に（内定取消しの）予告をする義務が生じますので、このことを念頭に企業側に説明を求めてみてはいかがでしょうか。

ここがポイントです

① 採用内定と労働契約の成立について

採用内定によって労働契約が成立しているかどうかについては、結局、「具体的な個々の事情、特に採用通知の文言、当該会社の労働協約、就業規則等の採用手続きに関する定め及び従来の取り扱い慣例による採用通知の意味等について総合的に

判断して決定すべきもの」であるが、「新規学卒者のいわゆる採用内定については、遅くとも企業が採用内定通知を発し、学生から入社誓約書又はこれに類するものを受領した時点において、過去の慣行上、定期採用の新規学卒者の入社時期が一定の時期に固定していない場合等の例外的場合を除き、一般には当該企業の例年の入社時期（4 月 1 日が多いであろう）を就労の始期とし、一定の事由による解約権を留保した労働契約が成立したとみられる場合が多い。」このように、労働契約が成立していると認められる場合の採用内定の取消しについては、労働契約の解除の通知になるので、労働基準法第 20 条の適用があり、30 日前に予告する必要があります。最高裁が「内定取消しは無効」の判決を出している事例もあります。

② 自宅待機と休業手当について

採用内定者の入社時期を繰り延べるいわゆる自宅待機をさせる場合については、その期間中の休業手当の支払いが問題となるが、採用内定が、始期付労働契約の成立である場合には、その契約で定められた始期から就労が開始するという契約があることになり、労働者がその契約に従って労務の提供の申し出をしたときには、使用者は本来これを受領しなければならない。この労務の受領を拒否し、採用内定者を自宅待機させることは、労働基準法第 26 条の休業に該当し、使用者は、その期間中、平均賃金の 100 分の 60 以上の休業手当を支払わなければならないということになります。

《解約権留保・就労始期付労働契約》とは、

内定時に成立する労働契約のことであり、仕事を開始する時期を大学卒業直後とし、それまでの間に万が一誓約書記載の採用内定取消事由が発生した場合には、使用者が解約権を行使することができることを内容とするものです。

労働委員会だより

沖縄県労働委員会

『労働組合法の一部を改正する法律』が施行されました！

昨年11月10日に「労働組合法の一部を改正する法律(平成16年法律第140号)」が第161回国会で可決成立し、平成17年1月1日から施行されました。

今回の法改正は、不当労働行為事件の審査の迅速化及び的確化を図るため、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等の措置を講ずることを目的として行われたものです。

そこで、改正労働組合法の内容についてご紹介します。

1 労働委員会における審査体制の整備

(1) 都道府県労働委員会

- ① 「地方労働委員会」の名称を「都道府県労働委員会」に変更する。
- ② 都道府県労働委員会は、中央労働委員会が定める規則に反しない限りにおいて、会議の招集やその他の政令で定める事項に関する規則を定めることができる。

2 不当労働行為事件の審査の手続

(1) 審査の計画

- ① 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、調査を行う手続において整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならない。
- ② 労働委員会及び当事者は、適正かつ迅速な審査の実現のために、審査の計画に基づいて審査が行われるよう努めなければならない。

(2) 証人出頭命令及び物件提出命令

- ① 労働委員会は、当事者の申立て又は職権で、次に掲げる方法により証拠調べをすることができる。
 - イ 事実の認定に必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。
 - ロ 事件に関係のある帳簿書類その他の物件であって、当該物件によらなければそれにより認定すべき事実を認定することが困難となるおそれがあると認められるもの(以下「物件」という。)の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件を留め置くこと。
- ② 労働委員会は、物件提出命令をするかどうかを決定するに当たっては、個人の秘密及び事業者の事業上の秘密の保護に配慮しなければならない。

(3) 証人及び当事者の宣誓

労働委員会が証人に陳述させるときは、その証人に宣誓をさせなければならないものとし、当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

(4) 不服申立て

都道府県労働委員会又は中央労働委員会の証人等出頭命令又は物件提出命令を受けた者は、不服があるときは、1週間以内に、その理由を記載した書面で中央労働委員会に審査を申し立てることができる。

(5) 審問廷の秩序維持

労働委員会は、審問を妨げる者に対して退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。

(6) 和解

- ① 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。
- ② 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払等を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができるものとし、当該和解調書は、強制執行に関しては、債務名義とみなす。

(7) 審査の期間

労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表する。

(8) 公益委員の除斥及び忌避

公益委員は、当事者の四親等以内の血族であるとき等においては、審査から除斥され、公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、公益委員を忌避することができる。

3 訴訟

(1) 証拠の申出の制限

労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者は、労働委員会の命令に対する取消訴訟において、正当な理由がない限り、当該物件を証拠として提出することができない。

4 罰則

(1) 新たな罰則

- ① 宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。
- ② 正当な理由がないのに、命令に違反して出頭せず、又は陳述をしない者若しくは物件を提出しない者、命令に違反して宣誓をしない者、宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、30万円以下の過料に処する。命令に違反して審問を妨げた者は10万円以下の過料に処する。

(2) 罰金及び過料

罰金及び過料の上限額が引き上げられた。
法第28条では、救済命令等の全部又は一部が確定判決によって支持された場合において、その違反行為をした者は、1年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれに併科すると規定され、改正前の10万円以下から引き上げられた。

☆事務局から一言☆

法改正により、「沖縄県労働委員会」へ組織名称が変わりました。
公益委員・労働者委員・使用者委員が相協力し、新たに整備された審査制度の円滑な運用に努め、三者構成という特色を活かしながら、公平・公正な姿勢で健全な労使関係づくりのお役に立てるよう取り組んでまいります。

労使紛争で困ったときは、ご一報を。円満解決に向けお手伝いします。また、ホームページも開設しておりますのでご利用下さい。

お問い合わせ先：沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）

TEL 098-866-2551 FAX 098-866-2554

ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

Eメール xx160008@pref.okinawa.jp

沖縄県労働経済指標

目年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数	完全失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H12=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
平成6年	34,499	233,594	5,876	36,351	29	5.1	19,136	3,661	0.19	1,122	98.0	98.6
7年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0	98.5
8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2	98.6
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4	100.4
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2	101.0
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2	100.7
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0	100.0
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0	99.3
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9	98.4
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6	98.1
16年1月	19,514	133,159	5,242	41,976	51	7.8	28,368	11,179	0.37	2,060	97.3	97.7
2月	19,480	138,760	5,253	43,402	46	6.9	29,164	11,860	0.37	2,216	97.3	97.7
3月	19,425	137,053	5,223	43,732	45	6.9	32,197	13,288	0.36	2,845	97.4	97.9
4月	32,119	276,008	10,751	80,713	45	7.0	34,300	12,962	0.36	2,582	97.4	97.9
5月	32,109	274,394	10,780	81,033	52	7.9	34,295	12,313	0.39	2,504	97.4	98.0
6月	32,103	273,175	10,878	82,756	56	8.7	34,113	12,114	0.41	2,372	97.8	98.2
7月	32,189	280,938	10,827	75,882	54	8.4	33,750	12,785	0.42	2,508	97.6	97.9
8月	32,154	280,893	10,844	76,330	49	7.7	33,274	12,973	0.40	2,448	98.1	98.0
9月	32,051	282,877	10,886	74,618	49	7.7	33,529	13,367	0.40	2,552	98.1	98.3
10月	31,954	281,433	10,970	74,134	51	8.0	33,508	13,790	0.41	2,600	98.4	98.8
11月	32,032	283,438	10,925	73,943	46	7.3	33,004	14,879	0.45	2,764	98.3	98.6
12月	31,923	285,391	11,062	72,971	46	7.2	30,512	14,236	0.48	2,118	97.6	98.1
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課			

目年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成6年	158.7	164.2	147.7	154.9	11.0	9.3	401,128	314,120	300,992	245,494	100,136	68,626
7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	153.8	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年1月	143.4	153.2	131.4	142.9	12.0	10.3	310,321	241,932	298,219	237,451	12,102	4,481
2月	150.6	153.8	138.3	143.9	12.3	9.9	302,156	239,832	298,405	238,772	3,751	1,060
3月	158.6	160.6	145.7	149.6	12.9	11.0	314,058	239,604	300,470	236,061	13,588	3,543
4月	160.9	157.7	148.1	148.4	12.8	9.3	309,070	237,234	302,185	236,089	6,885	1,145
5月	145.8	149.3	133.8	139.9	12.0	9.4	303,464	236,979	296,327	234,956	7,137	2,023
6月	158.4	155.7	146.3	147.3	12.1	8.4	560,519	407,788	299,392	234,548	261,127	173,240
7月	157.9	156.5	145.6	147.9	12.3	8.6	442,574	294,305	299,568	234,951	143,006	59,354
8月	149.8	152.5	137.9	143.8	11.9	8.7	316,012	252,760	297,532	233,991	18,480	18,769
9月	153.1	152.5	140.9	143.5	12.2	9.0	303,176	236,851	298,648	233,577	4,528	3,274
10月	152.5	151.2	140.1	142.0	12.4	9.2	305,910	235,076	300,276	234,653	5,634	423
11月	155.4	153.5	142.6	144.6	12.8	8.9	328,250	236,669	300,784	234,216	27,466	2,453
12月	153.3	153.1	140.4	143.8	12.9	9.3	725,304	513,700	300,775	236,030	424,529	277,670
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上



「労働おきなわ」89号 (琉球労働から通巻163号)

2005年3月31日発行

編集・発行 沖縄県商工労働部労働政策課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL (098) 866-2328 FAX (098) 866-2538
<http://www.pref.okinawa.jp/rosci/>

発行人 松田雅章
 印刷所 沖縄コロニー印刷
 〒901-2126 浦添市宮城4-9-17
 TEL (098) 877-3344